公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３６号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番４―1008号
債務者　橋本　和紀
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第４３号
北海道苫小牧市有珠の沢町７丁目６番23号
債務者　梅澤　　香
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第４４号
北海道苫小牧市新明町５丁目11番７号
債務者　白山美由貴（旧姓小嶋）
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１４８号
愛知県岩倉市旭町１丁目25番地６　岩倉グリーンハイツＤＸ202号
債務者　宮田　秋夫
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第６５号
山口県下関市長崎新町18番９号
債務者　岩本　幸雄
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第５３０号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美272番地17
債務者　濱田　公司
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５３１号
福岡県糟屋郡宇美町桜原２丁目３番８号
債務者　濱田　真美
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５３３号
福岡県飯塚市下三緒35番地662　グループホームひばり４、前住所福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―301号
債務者　松葉　信幸
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６４２号
福岡市南区柳河内２丁目６番８―205号、前住所福岡市南区桧原５丁目17番24―101号
債務者　大森　千尋
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６８８号
福岡市城南区田島１丁目６番１―204号
債務者　富松　和寿
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６９９号
福岡市東区名子３丁目12番22―101号、前住所福岡市東区多の津５丁目５番８―338号
債務者　梁井　章生
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７０５号
福岡市城南区別府４丁目１番24―103号
債務者　牛道　龍生
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７０７号
福岡市中央区草香江２丁目１番40―605号
債務者　神原　功治
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７１７号
福岡市南区三宅３丁目７番３号
債務者　岡崎　　啓
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７１８号
福岡市西区小戸１丁目35番１―306号
債務者　鶴見　壽子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７１９号
福岡市早良区室住団地64番408号
債務者　浦山　秀美
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部